

鹿沼市介護保険条例の一部改正について

次のように改める。

令和6年2月20日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市介護保険条例の一部を改正する条例

鹿沼市介護保険条例（平成12年鹿沼市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「34,200円」を「31,100円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「47,800円」を「46,800円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「51,300円」を「47,100円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号から第12号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 82,000円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 88,900円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 102,600円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 116,200円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 129,900円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 143,600円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 157,300円

第4条第1項に次の1号を加える。

- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 164,100円

第4条第2項各号列記以外の部分中に、「令和3年度から令和5年度まで」を

「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「20,500円」を「19,400円」に改め、同項第2号中「34,200円」を「33,100円」に改め、同項第3号中「47,800円」を「46,800円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。